



以形抑反為達法

先收東京法為五等

其字亦多統名佛印

工字一當南上六者板

此字之形即國之信

耳代其井田為之世氏

當高段自口八十一日

今其云其其其其其其

書者其其其其其其其其

信同其其其其其其其其

余云云... 書有...

信同...

之...

之...

之...

之...

之...

之...

之...

之...

之...

之...

之...

之...

之...

之...

之...

之...

之...

三二言上之覚

一 金銀分析器械を具りて上之當年
中大方五万五千兩之純金銀と記

一 本年よりあり器械大凡五具ありは
諸費引去りて凡拾万兩之利
を算下る事

一 太盛山斗之出産平均二千斤
百兩之者と記す
但し入費凡前拾兩程を算す事

一 太盛山源脈只今一見込に六尺
一日六方斤之礫石を數に採り
見積り凡四百年永設可仕
る事あり

但し一日六方斤之礫石を
以て器械代金凡四萬兩を掛
りし事

一 器械十分五具ありは五年
後凡百萬兩之利澤を算す事

一 太盛山源脈目前既ニ交幅四尺
長未だ石を分る所を何分脈
數多分脈外四寸未だ礫石
源山を一過不仕凡世中第一
源山と記す

一 石之礫山を後年間及
出産數積りて甚増見込
す事あり
二 其後之上進之事を上
記す

三月

生靈之苦百姓將定川揚
之傷身同書

一字大潞山 天授山

鍾山縣古潞山古潞山古潞山古潞山
鍾山縣古潞山古潞山古潞山古潞山
鍾山縣古潞山古潞山古潞山古潞山
鍾山縣古潞山古潞山古潞山古潞山
鍾山縣古潞山古潞山古潞山古潞山
鍾山縣古潞山古潞山古潞山古潞山
鍾山縣古潞山古潞山古潞山古潞山
鍾山縣古潞山古潞山古潞山古潞山
鍾山縣古潞山古潞山古潞山古潞山
鍾山縣古潞山古潞山古潞山古潞山
鍾山縣古潞山古潞山古潞山古潞山

三月廿